

## 利用上の注意

○調査基準日 平成22年4月1日

○実績値平成21年度

○下記の項目は次の基準日となります。

- ・人口・世帯数 平成22年3月31日現在  
群馬県統計課 住民基本台帳
- ・年齢3区分別人口 平成21年10月1日現在  
群馬県統計課 群馬県年齢別人口統計調査結果
- ・総合支援資金借受世帯・福祉資金借受世帯（緊急小口資金を含む）・  
・教育支援資金借受世帯・不動産担保型生活資金借受世帯 平成22年3月31日現在
- ・ひとり暮らし高齢者 平成22年6月1日現在
- ・合計特殊出生率 平成21年度
- ・生活保護 平成22年3月分
- ・老人クラブ 平成22年4月1日現在
- ・身障手帳保持者 平成22年3月31日現在
- ・療育手帳保持者 平成22年3月31日現在
- ・母子・父子世帯 平成18年8月1日現在

○管内保健福祉施設

『群馬県健康福祉部関係施設等一覧』（平成22年4月1日現在）より

- ・その他の老人福祉施設等  
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、生活支援ハウス、  
有料老人ホーム
- ・児童福祉施設  
乳児院、児童養護施設、児童厚生施設（児童館・児童遊園）、母子生活支援施設
- ・障害者福祉施設  
指定障害福祉サービス事業所（児童デイサービス、共同生活介護、生活介護事業、自立  
訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、障害  
者支援施設）  
知的障害者旧法施設（知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉工場、  
知的障害者通勤寮）  
身体障害者旧法施設（肢体不自由者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施  
設）、  
精神障害者旧法施設（精神障害者援護寮、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模  
授産施設、精神障害者福祉ホームB型、精神科デイケア施設）  
その他の障害者施設（福祉ホーム、在宅重度心身障害者デイサービスセンター、知的障  
害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障  
害児施設）

## ○職員

- ・事務局職員は、以下の事業職員以外の職員のことを指します。

- ・事業職員

ヘルパー 訪問介護員

施設職員 老人福祉センター、福祉センター、デイサービスセンター、福祉作業所、  
障害者福祉センター、児童館、心障者デイサービスセンター

職業紹介 福祉人材無料職業紹介所

その他 シルバー人材センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、  
ケアマネージャー、訪問看護師

- ・兼任とは、身分的には自治体に属し給料も自治体から支給され、仕事は自治体と社協の両方を行うもの。
- ・派遣とは、公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣された職員。
- ・常勤とは、以下のものをいい、それ以外の職員は非常勤とします。  
就業規則に基づいて職員として本採用されたもの（正規職員）。  
1日の勤務時間が6時間以上で、1ヶ月の勤務日数が正規職員の勤務日数の4分の3以上である嘱託、臨時職員等。

## ○財政

- ・補助金とは、行政からの補助金（民間団体(県社協など)からの助成金は除く）
- ・受託金とは、行政、県社協からの受託事業の予算。
- ・事業費とは、参加費収入、利用料収入（介護保険）など。
- ・その他とは、負担金収入、助成金収入、貸付事業等収入、共同募金配分金収入、会計単位間繰入金収入、前期末支払資金残高。